

○国土交通省告示第五百六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十三条の規定に基づきその旨をあわせて告示する。

平成三十年三月二十八日

国土交通大臣 石井 啓一

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道121号改築工事（湯野上バイパス・福島県南会津郡下郷町大字高隣字窪尻山地内から同町大字合川字三斗蒔地内まで）並びにこれに伴う県道及び町道付替工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 福島県南会津郡下郷町大字高隣字窪尻山及び字滝ノ上、大字白岩字和田山、字滝ノ入及び字北上平、大字澳田字境曾根、字上抜平、字上ノ山、字上前平及び字入江端、大字中妻字和田前、字柳ノ下、字竹原、字鷺道、字辻道下、字辻道、字家ノ上、字中平、字寺ノ上、字芦見及び字新田並びに大字合川字獅子打、字下菜飯、字牧ノ内及び字三斗蒔地内
- 2 使用の部分 福島県南会津郡下郷町大字高隣字窪尻山、字滝ノ上及び字下又見山、大字湯野上字藪坂山及び字大山、大字白岩字岐見山、字和田山、字滝ノ入、字北上平、字鳥井戸、字萩崎、字沢ノ入及び字境曾根山、大字澳田字境曾根、字上抜平、字上ノ山、字上前平及び字入江端、大字中妻字和田前、字柳ノ下、字竹原、字鷺道、字辻道下、字辻道、字芦見及び字新田並びに大字合川字獅子打、字下菜飯、字牧ノ内及び字三斗蒔地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

「一般国道121号改築工事（湯野上バイパス）並びにこれに伴う県道及び町道付替工事」（以下「本件事業」という。）は、福島県南会津郡下郷町大字高隣字下居平地内から大字合川字三斗蒔地内までの延長8.3kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする一般国道改築工事並びにこれに伴う県道及び町道付替工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道121号改築工事（湯野上バイパス）」（以下「本体事業」

という。)は、道路法(昭和27年法律第180号)第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される県道及び町道の従来の機能を維持するための付替工事(以下「関連事業」という。)は、それぞれ同条第3号に掲げる都道府県道及び同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、道路法第12条の規定に基づき国土交通大臣が行うものであり、また、本件区間は同法第13条第1項の指定区間外の区間であるところ、起業者である国土交通大臣は、同法第27条第1項の規定により道路管理者の権限を代行しており、既に本件事業を開始していることなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道121号(以下「本路線」という。)は、山形県米沢市を起点とし、栃木県芳賀郡益子町に至る延長約258kmの主要幹線道路であり、会津若松市、南会津郡下郷町、同郡南会津町といった福島県西部の各市町村を結ぶ唯一の主要幹線道路であることから、物流や観光における交通にとって重要な路線であるとともに、地域住民の日常生活における交通にも欠かせない道路となっている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線(以下「現道」という。)は、道路構造令(昭和45年政令第320号)に定める最小曲線半径を満たさない線形不良区間が存在するほか、自然災害による通行止めが行われるなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

本件事業の完成により、本件区間に線形等の良好な道路が整備され、自然災害発生時などにおける現道等の機能を補完・代替することなどから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法(平成9年法律第81号)等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成29年3月に同法等に準じて任意で大気質、騒音、振動等について環境影響調

査を実施しており、その結果によると、振動等については法令により定められた基準等を満足するとされており、騒音等については環境基準等を超える値が見られるものの、遮音壁の設置等により環境基準等を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。

また、同調査によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については文化財保護法（昭和25年法律第214号）における特別天然記念物であるカモシカ、天然記念物であるオジロワシ及びイヌワシ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるクマタカ及びハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているブッポウソウ等、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠA類として掲載されているアイズヒメアザミ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているノダイオウ、サナギイチゴ等その他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについての、本件事業が及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない若しくは極めて小さい、又は保全措置の実施により影響が回避若しくは軽減されると予測されている。主な保全措置として、イヌワシ、クマタカ及びサシバについては、営巣が確認されていることから、工事実施前に繁殖状況調査を実施し、専門家の指導助言を受け、必要に応じて人工代替巣の設置等を、サナギイチゴについては、一部の生育地が改変されることから、専門家の指導助言を受け、移植を実施することとしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が8箇所存在するが、このうち4箇所については既に発掘調査が完了しており、適切な措置が講じられている。起業者は、今後、残る4箇所についても福島県教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、道路構造令による第1種第3級の規格に基づく2車線の自動車専用道路を建設する事業であり、その事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、申請案である阿賀川右岸ルート案、阿賀川右岸山側ルート案及び阿賀川左岸ルート案の3案による検討が行われている。申請案と他の2案とを比較すると、申請案は、取得必要面積は最も多いものの、移転対象物件数が最も少ないこと、土工バランスが最も良く施工性に優れていること、事業費が最も低く抑えられることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を

総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、関連事業の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は線形不良区間が存在するほか、自然災害による通行止めが行われており、本件事業によりその機能を補完・代替し安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があることから、早期に施行する必要があると認められる。

また、本路線沿線の自治体の長等からなる会津総合開発協議会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 福島県南会津郡下郷町役場

第6 収用又は使用の手続が保留される起業地

福島県南会津郡下郷町大字澳田字上抜平、字上ノ山、字上前平及び字入江端、大字

中妻字和田前、字柳ノ下、字竹原、字鷺道、字辻道下、字辻道、字家ノ上、字中平、
字寺ノ上、字芦見及び字新田並びに大字合川字獅子打、字下菜飯、字牧ノ内及び字三
斗蒔地内